

長期優良住宅認定申請等提出書類一覧表

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する「長期使用構造等である旨の確認書」又は「設計住宅性能評価書」を添付する場合は、以下の図書を添えて正・副2部ご用意のうえ申請してください。
(☆の図書は、登録住宅性能評価機関の確認印があるものに限ります。評価機関が押印を廃止している場合を除く。)

第5条 認定申請

書類	概要
認定申請書	<ul style="list-style-type: none"> 申請内容により様式が異なります。 (例) 第1・2・3項は第一号様式、第4・5項は第一号の二様式、第6・7項は第一号の三様式 北九州市HPに様式を掲載しています。
維持保全計画書 (代理人が手続きを代行する場合)	<ul style="list-style-type: none"> 認定申請書第四面の「維持保全の方法」を別紙とした場合添付が必要です。
委任状	<ul style="list-style-type: none"> 参考様式を北九州市HPに掲載しています。
☆「長期使用構造等である旨の確認書」又は「設計住宅性能評価書」の写し	<ul style="list-style-type: none"> 登録住宅性能評価機関から取得した「長期使用構造等である旨の確認書」又は「設計住宅性能評価書」の写しを添付してください。
居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準に適合することを確認するために必要な図書	<ul style="list-style-type: none"> 北九州市景観計画に伴い、壁面及び屋根の色彩（マンセル値）を明記する必要があります。 該当する区域が、景観計画区域（北九州市全域）のみの場合は、屋根の色彩（マンセル値）は不要です。 景観法に基づく届出対象行為・規模に該当する場合は、色彩（マンセル値）の明記が不要です。 景観法に基づく届出対象行為・規模に該当する場合は、審査結果通知書の写しが必要です。 敷地が、都市計画決定された地区計画区域内にある場合は、適合通知書の写しが必要です。 敷地が、建築基準法第69条に規定する建築協定区域内にある場合は、協議書が必要です。 敷地が、都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域内にある場合は、許可証の写しが必要です。
☆付近見取図	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の位置が特定できる地図を使用し、方位、目標となる建物等、ランドマークを記載してください。
☆配置図	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺、方位、敷地境界線、道路境界線等を記載してください。
☆各階平面図	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺、方位、間取り、各室の名称、用途及び寸法、居室の寸法を記載してください。 階段部分等の規模の基準面積の算定に含めることができない部分の面積算定に必要な寸法を記載してください。
☆用途別床面積表	<ul style="list-style-type: none"> 用途別の床面積を記載してください。
☆床面積求積図	<ul style="list-style-type: none"> 建築面積、各階床面積の求積図を添付してください。 規模の基準面積の算定に含めることができない「階段部分※」、「屋外部分（ポーチ、バルコニー、外部収納等）」、「居住以外の部分（車庫、店舗等）」の面積・算定式を記載してください。 ※階段下部のうち生活空間として利用できる部分に限り、規模の基準面積の算定に含めることができます。
☆二面以上の立面図	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺、外壁及び開口部の位置を記載してください。
☆断面図または矩計図 (増築・改築又は既存の場合)	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺、建築物の高さ、軒の高さ並びに軒及びひさしの出を記載してください。
☆状況報告書 (既存の場合)	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の劣化事象等の状況の調査の結果を記載してください。
工事履歴書	<ul style="list-style-type: none"> 確認済証、台帳記載事項証明書等の写しを添付してください。
その他認定の審査において必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none"> 認定の審査の過程で、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

第8条 変更認定申請（計画の変更）

書類	概要
変更認定申請書（第三号様式）	<ul style="list-style-type: none"> 北九州市HPに様式を掲載しています。
（代理人が手続きを代行する場合）	<ul style="list-style-type: none"> 北九州市HPに様式を掲載しています。
委任状	<ul style="list-style-type: none"> 北九州市HPに様式を掲載しています。
（該当する場合）	<ul style="list-style-type: none"> 変更後の確認書又は変更設計住宅性能評価書を添付してください。
☆確認書又は住宅性能評価書の写し	<ul style="list-style-type: none"> 「第5条 認定申請」に必要な図書を変更された場合のみ、変更図書を添付してください。
☆設計図書	<ul style="list-style-type: none"> 変更図書の変更箇所を赤枠で囲むなどし、判別できるようにしてください。

第9条 変更認定申請（譲受人の決定）

※譲受人の決定の予定時期から6ヶ月以内に譲受人を決定する必要があります。
※6ヶ月を超えて譲受人を決定する場合は第9条の変更認定申請を行い譲受人の決定の予定時期を変更する必要があります。
※売買契約または引き渡しから3ヶ月以内に第9条の申請が必要です。

書類	概要
変更認定申請書（第五号様式）	<ul style="list-style-type: none"> 北九州市HPに様式を掲載しています。
維持保全計画書	<ul style="list-style-type: none"> 変更認定申請書第二面の「維持保全の方法」を別紙とした場合添付が必要です。
（分譲事業者、譲受人以外の者が申請する場合）	<ul style="list-style-type: none"> 分譲事業者、譲受人のどちらかが申請する場合は、委任状は不要です。 ※譲受人から分譲事業者への委任状も不要です。
委任状	<ul style="list-style-type: none"> 分譲事業者、譲受人以外の者が申請する場合は、委任状が必要です。 ※北九州市HPに様式を掲載しています。 ※軽微な変更の「有無」を記載し、軽微な変更がある場合は変更内容を記載してください。
売買契約書の写し又は登記簿謄本等	<ul style="list-style-type: none"> —

第9条 変更認定申請（区分所有住宅の管理者等の選任）

書類	概要
変更認定申請書（第六号様式）	<ul style="list-style-type: none"> 北九州市HPに様式を掲載しています。
維持保全計画書	<ul style="list-style-type: none"> 変更認定申請書第二面の「維持保全の方法」を別紙とした場合添付が必要です。
（代理人が手続きを代行する場合）	<ul style="list-style-type: none"> 参考様式を北九州市HPに掲載しています。
区分所有住宅の管理者等が選任されたことがわかる書類	<ul style="list-style-type: none"> —

第10条 承認申請（地位の承継）

書類	概要
承認申請書(第七号様式)	・北九州市HPに様式を掲載しています。
(代理人が手続きを代行する場合) 委任状	・参考様式を北九州市HPに掲載しています。
売買契約書の写し又は登記簿謄本等	—

申請の取下げ

書類	概要
認定申請取り下げ届(市様式1)	・北九州市HPに様式を掲載しています。

住宅の建築が完了した旨の報告

書類	概要
完了した旨の報告書(市様式4)	・北九州市HPに様式を掲載しています。 ・軽微な変更の「有無」を記載し、軽微な変更がある場合は変更内容を記載してください。
・工事監理報告書又は建設住宅性能評価書の写し ・(添付できない場合)建設工事の受注者による発注者への工事完了の報告書	—
検査済証	・建築基準法第7条の規定による検査済証の写しを添付してください。 ・認定申請日と建築基準法に基づく完了検査の感覚が短い等の場合は、認定申請の前に工事に着手していないことを確認するため、工事写真の添付を求める場合があります。

完了報告後の軽微な変更

書類	概要
軽微な変更届(市様式10)	・北九州市HPに様式を掲載しています。 ・北九州市HPに掲載している「長期優良住宅に関する軽微な変更の手続きについて」を参照してください。 ・変更認定通知書の交付が必要な場合は、第8条の変更認定申請を行ってください。

認定計画の建築等の取りやめ

書類	概要
取りやめる旨の申出書(市様式6)	・北九州市HPに様式を掲載しています。
認定通知書(原本)	—
認定申請書副本	—
添付図書一式	—
(代理人が手続きを代行する場合) 委任状	・参考様式を北九州市HPに掲載しています。